

## マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

通所支援サービスについては、申請の際に申請者と同一世帯に属する世帯員等の個人番号を提供及び申請者の身元の確認が必要となります。

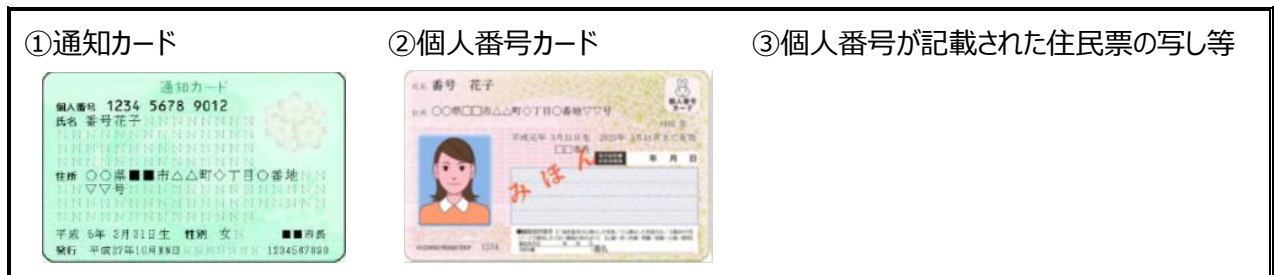
つきましては、申請書及び世帯状況・収入等申告書に個人番号をご記入いただくとともに、下記の個人番号確認書類及び身元確認書類をご提示ください。

### 【お持ちいただくもの】

**申請者（原則、生計中心者）の下記の（１）及び（２）の書類（現物）をお持ちください。**

※ 特に（２）について、お忘れの場合やコピーをお持ちの場合は受付ができません。

（１）個人番号確認書類（以下から１点を提示してください。）



※②を提示された方は、（２）身元確認書類は不要です。

（２）身元確認書類

A または B をお選びください。

A	<p>顔写真付の書類 <b>1点</b>お持ちください</p>	<p>・運転免許証・パスポート・個人番号カード（通知カードは不可） ・官公署発行の写真付身分証明書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳 等</p>
B	<p>顔写真なしの書類 <b>2点</b>お持ちください</p>	<p>・通所受給者証・肢体不自由児通所医療受給者証 ・障害福祉サービス受給者証・健康保険証・年金手帳・(乳) (子) 医療証 ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書・納税証明書 ・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・住民票の写し・住民票記載事項証明書・源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票） ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書・生活保護受給者証 等</p>

※ B の確認書類のうち、領収書と証明書の日付は 6 か月以内のものに限ります。

※ A、B に記載されたもの以外の身元確認書類については、下記までお問い合わせください。

※申請者が保護者以外の方の場合は、下記までお問い合わせください。

担当 大田区 障害福祉課  
認定・給付担当  
電話 03-5744-1316